



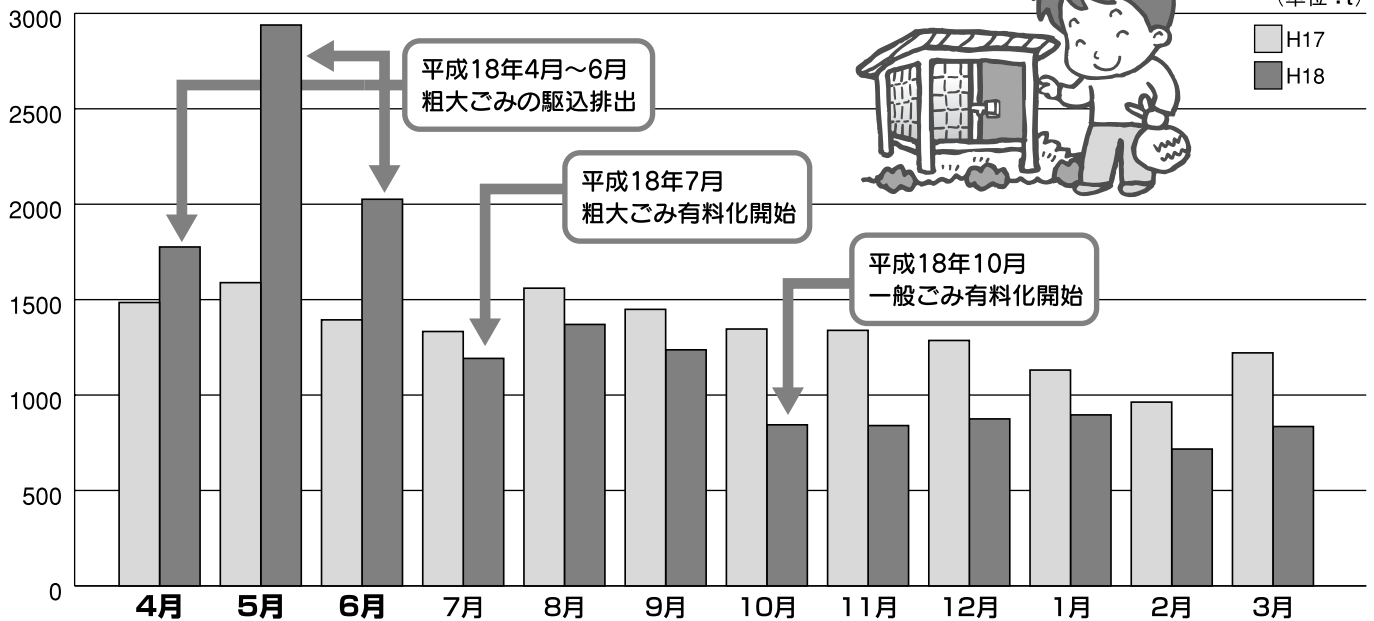
ごみをへらそう

●ごみ対策課 ☎72-3126 ☎75-2275
粗大ごみコールセンター ☎62-5353
✉gomi@city.ishikari.hokkaido.jp

平成18年度実績

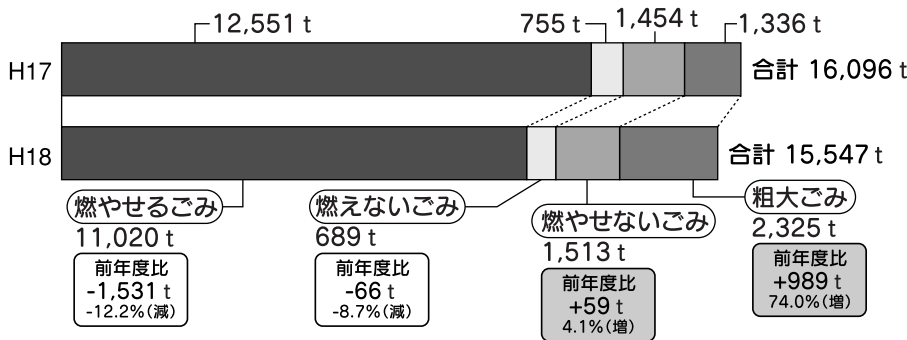
家庭ごみ549t 減 資源物105t 増

平成18年度 家庭ごみ収集量(月別)



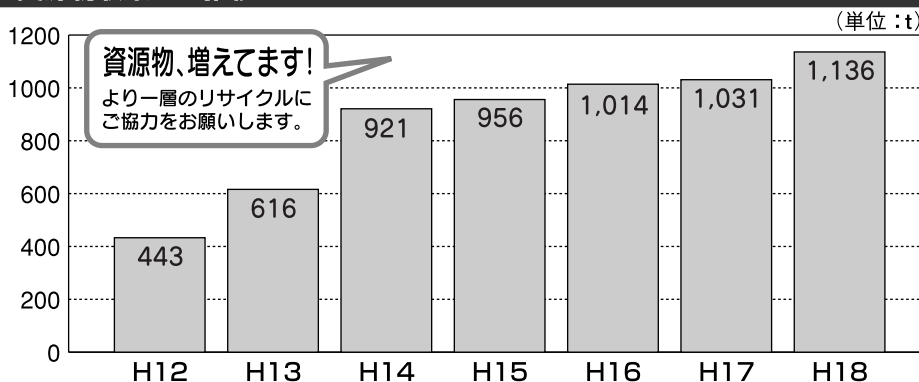
平成18年度 家庭ごみ収集処理量(分別ごとの前年度比較)

※平成17年度実績は、合併前の旧厚田村、旧浜益村の収集処理量(H17年4月～9月)を含む



家庭ごみ収集量は前年比3.4%減少
平成18年度の家庭ごみの収集量は、春先に粗大ごみの大量排出があったものの、粗大ごみの有料化開始(平成18年7月)後から減少に転じ、平成17年度実績との比較で549t減少しました(有料化以降平成18年10月～平成19年3月の6カ月間のごみ収集量は前年比較で約31%減を達成)。

資源物収集量の推移



一方、資源物の収集量は、平成17年度実績との比較で105tの増加となり、粗大ごみ以外の一般ごみの有料化(平成18年10月)前後から、市民・事業者の分別とリサイクルに対する意識がより一層高まったことの表われと考えられます。

第一号被保険者 65歳以上の方の 介護保険料



介護保険料の 決定・納入通知書を 6月中旬に送付

介護保険制度は、市町村において3年ごと(今期は平成18～20年度)に策定される「介護保険事業計画」に基づき運営されています。

この計画に基づいて算定された65歳以上の方(第一号被保険者)の平成19年度介護保険料は、下表のとおりです。

段階	保険料率(年額換算)	該当になる方
第1段階	基準額×0.5 (25,200円)	生活保護受給者、または非課税世帯の老齢福祉年金受給者
第2段階	基準額×0.5 (25,200円)	非課税世帯で課税年金収入十合計所得が80万円以下の方
第3段階	基準額×0.75 (37,800円)	非課税世帯で、上記以外の方
第4段階	基準額 (50,400円)	本人非課税で課税者と同世帯の方
第5段階	基準額×1.25 (63,000円)	本人課税で、合計所得金額が200万円未満の方
第6段階	基準額×1.5 (75,600円)	本人課税で、合計所得金額が200万円以上の方

なお、介護保険料については以下の点にご留意ください。

- ・前年の所得などにより、「段階」は毎年見直されます。
- ・普通徴収の方は納付書9回で、特別徴収の方は年金天引6回で納付となります。
- ・年金を受給している方は原則的に年金天引となりますが、65歳になつた直後の方や市外から転入した方などは、納付書での納付回数や年

金天引きの開始時期が調整されます。

・税制改正で住民税の経過措置対象となつている方は、平成19年度介護保険料が減額となる場合があります。

・保険料の納入が滞ると、その滞納期間に応じて保険給付を制限されるおそれがあります。

・40～64歳の方は、上表ではなく加入医療保険ごとに別に計算されます。

市独自の保険料減免措置

以下のすべての要件を満たしている方は、減免措置の対象となります。

- ・保険料第1段階(生活保護受給者を除く)または第3段階
 - ・世帯の年間収入(遺族年金・障害年金等非課税収入を含む)が次の計算式未満
 - ・80万円+(60万円×世帯人数)
 - ・世帯の預貯金が次の計算式未満
 - ・50万円+(50万円×世帯人数)
 - ・居住用以外の活用できる資産を所有していない
 - ・過去の保険料に未納がない
 - ・市民税課税者に扶養されていない
- ※申請方法・提出書類等詳しくはお問い合わせください

介護保険サービス

家族介護慰労金の支給

家族の方に慰労金を支給します。

対象 要介護4または5の認定を受けた方(認定を受けていない方は相当と判断される方)で、次のいずれにも該当する方

- ① 申請日の1年以上前から市内に住所を有する方
- ② 市民税非課税世帯である方
- ③ 過去1年間介護保険のサービ

スを利用してない方(年間1週間以内の短期入所の利用は除く)

※医療保険での入院がある場合には入院していた日が90日を限度とし、かつその期間を除き1年以上在宅で介護されている方

④ 介護保険料を滞納していない方

支給額 年額10万円

申請に必要な物 申請書・介護している家族の印鑑

